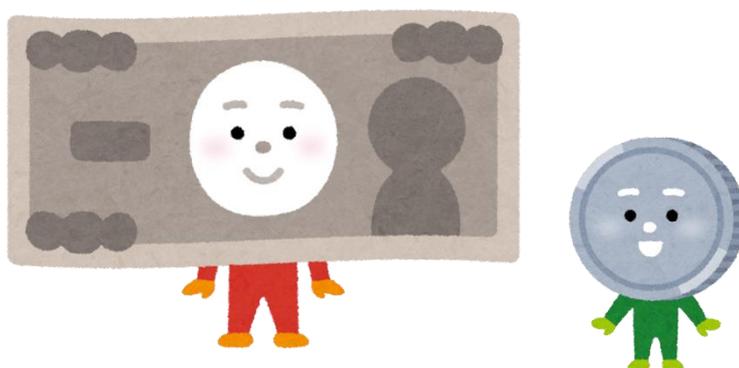


利用者に求めることのできる金銭



I	事業者が受け取る金銭の区分	2
II	指定サービスにおいて提供される便宜に要する費用	3
III	指定サービス提供の一環として行われるものではない サービスの提供に要する費用	22
IV	留意事項まとめ	23

令和2年3月

仙台市障害者支援課

I 事業者が受け取る金銭の区分

事業者が受け取る金銭				
① 指定サービスの提供 に要する費用		② 指定サービスにおいて 提供される便宜 に要する費用		③ 指定サービス提供の一環 として行われるもの ではないサービスの提供 に要する費用 ※1
		詳細👉 II (p3)		詳細👉 III (p22)
ど ↓	の	よ う な 費 ↓		目 ? ↓
給付費		サービスごとに 指定基準で明確に規定 されている費目		直接利用者の便益を向上させる ものであって、 利用者に支払いを求めることが 適当であるもの
誰 ↓	か	ら 受 け 取 ↓		る ? ↓
9割 仙台市 (代理受領) ※2	1割 利用者 ※3	補足給付 仙台市 (代理受領) ※4	利用者	利用者
受 ↓	け	取 る 条 件 ↓		は ? ↓
<ul style="list-style-type: none"> ● 指定基準に従い、適切に運営する ● 報酬告示に従い、算定要件を満たしたうえで請求する 		(省略)	便宜の内容及び費用について、あらかじめ利用者に説明を行い、同意を得る	<ul style="list-style-type: none"> ● 用途、額、支払いを求める理由を書面で明らかにする ● あらかじめ利用者に説明を行い、同意を得る
受 ↓	け	取 っ た 後 ↓		は ? ↓
給付費の額を 利用者に通知する (代理受領通知) ※2		利用者に 領収証を 交付する	給付費の額を 利用者に通知する (代理受領通知) ※2	当該費用に係る領収証を利用者に交付する

※1 計画相談支援事業所・障害児相談支援事業所は無し

※2 代理受領を行わない場合は利用者から受け取り、利用者に対してサービス提供証明書を交付する

※3 利用者の所得に応じ、1割負担がない場合がある。また、相談支援の場合は利用者負担なし

※4 施設入所支援・共同生活援助のみ（かつ低所得者のみ）

II 指定サービスにおいて提供される便宜に要する費用

1	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援	4
2	療養介護	5
3	生活介護	6
4	短期入所	7
5	自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練（宿泊型を除く））、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型	8
6	宿泊型自立訓練	9
7	障害者支援施設で行う「施設入所支援」	10
8	共同生活援助	11
8-1	家賃（原則）	12
8-2	家賃と区別される修繕費	13
8-3	家賃に修繕費を上乗せして支払いを求めることができる例	14
8-4	善管注意義務違反による修繕費と家賃に上乗せできる修繕費との違い （8-2・8-3 のまとめ）	15
9	児童発達支援（センター除く）、医療型児童発達支援、医療型障害児入所施設	16
10	児童発達支援センター	17
11	放課後等デイサービス	18
12	居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援・障害児相談支援	19
13	福祉型障害児入所施設	20
II-2	その他の日常生活費	21

1 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、
就労定着支援、自立生活援助、
地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援

費目	額	関係告示・通知
利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域においてサービス（支援）を提供する場合の交通費	移動に要する実費	

根拠法等（準用の場合は参照先の条項を記載した）

① 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・就労定着支援・自立生活援助

基準省令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 （平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号）	第 21 条
解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について （平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号）	第三の 3 (11)

② 地域移行支援・地域定着支援

基準省令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準 （平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 27 号）	第 17 条
解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について （平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 21 号）	第二の 2 (11)

③ 計画相談支援

基準省令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準 （平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 28 号）	第 12 条
解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について （平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 22 号）	第二の 2 (8)

2 療養介護

費目	額	関係告示・通知
日用品費	実費	
その他の日常生活費	☞ II - 2 参照	通知 ※1

根拠法等

基準省令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号)	第 54 条
解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について (平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号)	第四の 3 (3)

関係告示・関係通知

関係通知 ※1	障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて (平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206002 号)
------------	--------------------------------------------------------------------

3 生活介護

費目	額	関係告示・通知
食事の提供に要する費用	食材料費 及び 調理等に係る費用に相当する額 (低所得者の場合は「食材料費」のみ)	告示 ※1
日用品費	実費	
創作的活動に係る材料費	実費	
その他の日常生活費	☞ II - 2 参照	通知 ※2

根拠法等

① 生活介護事業所

基準省令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年9月29日厚生労働省令第171号)	第82条
解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について (平成18年12月6日障発第1206001号)	第五の3(1)

② 障害者支援施設で提供する生活介護

基準省令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年9月29日厚生労働省令第172号)	第19条 (第3項は第1号)
解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について (平成19年1月26日障発第0126001号)	第三の3(13) (③はア)

関係告示・関係通知

関係告示 ※1	食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針 (平成18年9月29日厚生労働省告示第545号)
関係通知 ※2	障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて (平成18年12月6日障発第1206002号)

4 短期入所

費目	額	関係告示・通知
食事の提供に要する費用	食材料費 及び 調理等に係る費用 に相当する額 (低所得者の場合は「食材料費」のみ)	告示 ※1
光熱水費	光熱水費に相当する額	
日用品費	実費	
その他の日常生活費	☞ II - 2 参照	通知 ※2

根拠法等

基準省令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定 障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号)	第 120 条
解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定 障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について (平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号)	第六の 4 (3)

関係告示・関係通知

関係告示 ※ 1	食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る 利用料等に関する指針 (平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 545 号)
関係通知 ※ 2	障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて (平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206002 号)

5 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練（宿泊型を除く））、
就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型

費目	額	関係告示・通知
食事の提供に要する費用	食材料費 及び 調理等に係る費用に相当する額 (低所得者の場合は「食材料費」のみ)	告示 ※1
日用品費	実費	/
その他の日常生活費	☞ II - 2 参照	

根拠法等（準用の場合は参照先の条項を記載した）

① 自立訓練（機能訓練） * 障害者支援施設で提供するのは③

基準省令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号)	第 159 条
解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について (平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号)	第八の 3 (1)

② 自立訓練（生活訓練（宿泊型以外））、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型
* 障害者支援施設で提供するのは③

基準省令	上記①と同じ	第 170 条 (第 4 項を除く)
解釈通知	上記①と同じ	第九の 3 (2) (③号を除く)

③ 障害者支援施設で提供する上記①②のサービス

基準省令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 172 号)	第 19 条 (第 3 項は第 2 号)
解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について (平成 19 年 1 月 26 日障発第 0126001 号)	第三の 3 (13) (③はイ)

関係告示・関係通知

関係告示 ※ 1	食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 545 号）
関係通知 ※ 2	障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて (平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206002 号)

6 宿泊型自立訓練

費目	額	関係告示・通知
食事の提供に要する費用	食材料費 及び 調理等に係る費用に相当する額 (低所得者の場合は「食材料費」のみ)	告示 ※2
光熱水費	光熱水費に相当する額	
居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用	室料に相当する額 ※1	
日用品費	実費	
その他の日常生活費	☞ II-2 参照	通知 ※3

※1 利用料の水準の設定に当たっては以下を勘案すること

- i. 利用者が利用する施設の建設費用
(修繕費用、維持費用を含み、公的助成の有無についても勘案)
- ii. 近隣地域に所在する類似施設の家賃の平均的な費用

根拠法等

基準省令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号)	第 170 条 (第 3 項を除く)
解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について (平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号)	第九の 3 (2) (②号を除く)

関係告示・関係通知

関係告示 ※2	食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針 (平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 545 号)
関係通知 ※3	障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて (平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206002 号)

7 障害者支援施設で行う「施設入所支援」

費目	額	関係告示・通知
食事の提供に要する費用	食材料費 及び 調理等に係る費用に相当する額 ※1	告示 ※5 ※6
光熱水費	光熱水費に相当する額 ※1	
特別な居室※2の提供を行ったことに伴い必要となる費用	室料に相当する額 ※3	告示 ※7
被服費	実費	
日用品費	実費	
その他の日常生活費	☞ II-2 参照	通知 ※8

- ※1 低所得者（特定障害者特別給付費の支給対象者）については、「食事の提供に要する費用」「光熱水費」の合計額の上限※6が定められている。
- ※2 通常定められている居室※4より付加的な設備等やサービス提供がなされていると認められる居室。提供の要件は関係告示※6を参照。
- ※3 当該特別な居室について、支援の必要性から利用する場合や、施設整備に対して公的補助が行われている場合は、通常定められている居室※4と同様、利用者に費用を求めることはできない。
- ※4 通常定められている居室については、施設整備の際、通常、公費による補助が行われており、これに要する費用を利用者に転嫁することは適切ではないと考えられることから、利用者から徴収しない取扱いとなっている。

根拠法等

基準省令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年9月29日厚生労働省令第172号)	第19条 (第3項は第3号)
解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について (平成19年1月26日障発第0126001号)	第三の3(13) (③はウ)

関係告示・関係通知

関係告示 ※5	食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針 (平成18年9月29日厚生労働省告示第545号)
関係告示 ※6	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第21条第1項第1号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額 (平成18年9月29日厚生労働省告示第531号)
関係告示 ※7	厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準 (平成18年9月29日厚生労働省告示第541号)
関係通知 ※8	障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて (平成18年12月6日障発第1206002号)

8 共同生活援助

費目	額	関係告示・通知
食材料費	食材料費に相当する額 ※1	
家賃	☞ 詳細は次ページ以降 8-1～8-4を参照	
光熱水費	光熱水費に相当する額	
日用品費	実費	
その他の日常生活費	☞ II - 2 参照	※2

※1 共同生活援助の場合、調理等に係る費用（＝人件費）は、給付費に含まれていることから、他のサービスと異なり、「食事の提供に要する費用」ではなく「食材料費」に限定されている。

根拠法等

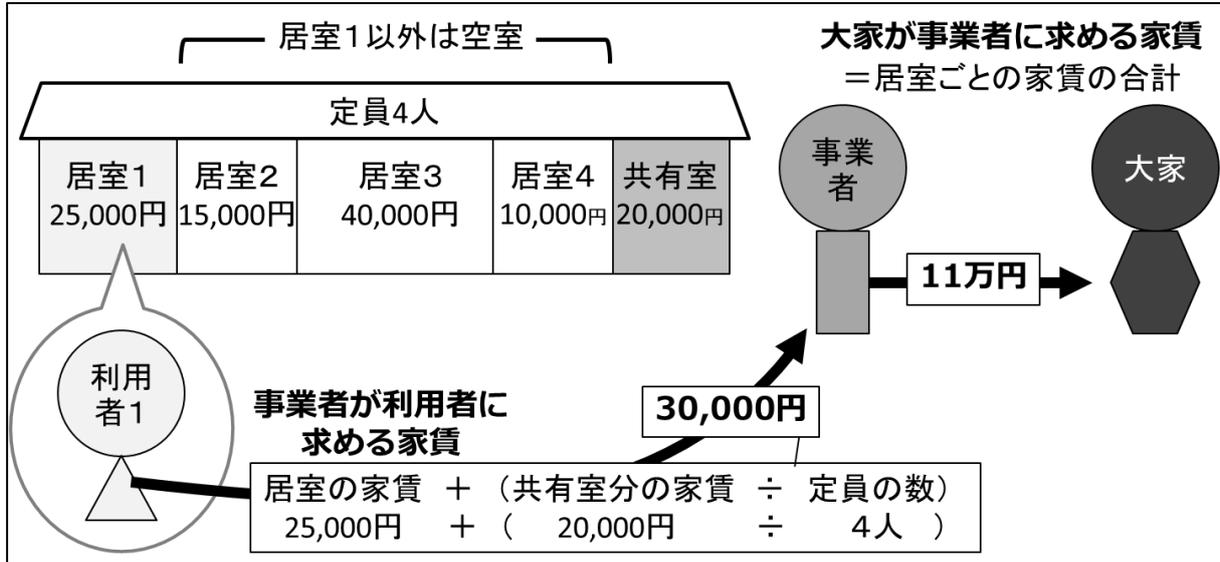
基準省令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年9月29日厚生労働省令第171号)	第210条の4
解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について (平成18年12月6日障発第1206001号)	第十五の3(3)

関係告示・関係通知

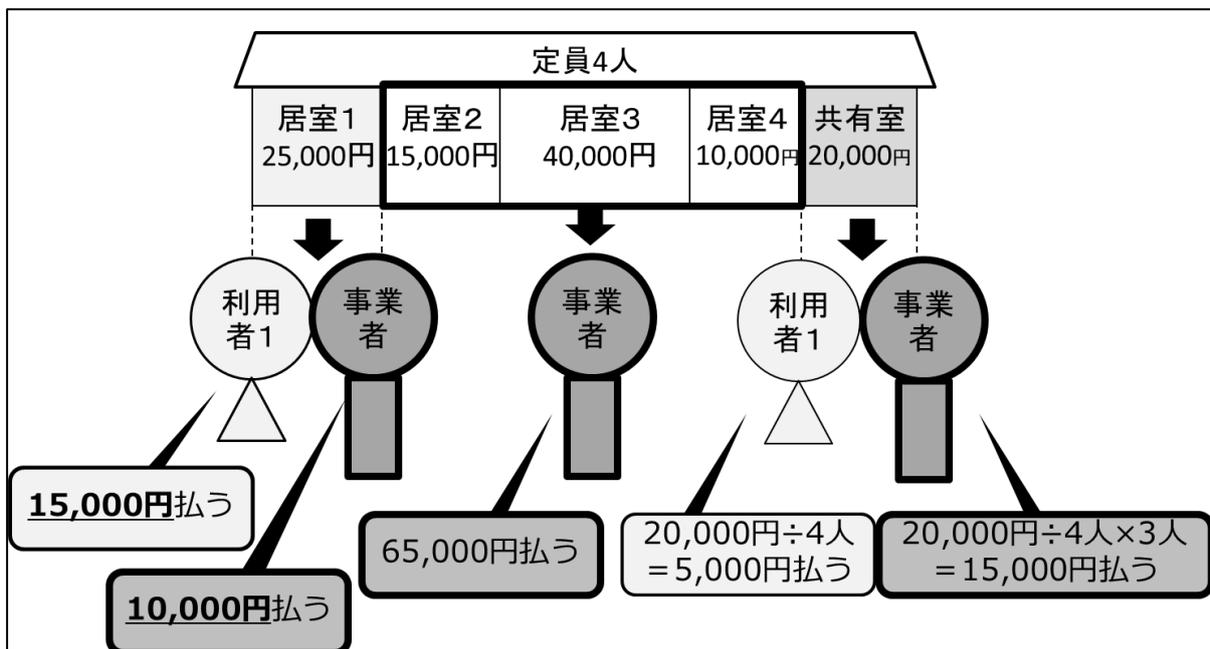
関係通知 ※2	障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて (平成18年12月6日障発第1206002号)
------------	------------------------------------------------------------

8-1 家賃（原則）

アパートタイプで、大家が通常賃貸する場合の家賃が部屋ごとに異なる場合の例です。



この場合、事業者が「利用者1」に求めることのできる家賃の額は、「居室の家賃」+「共有室分の家賃を定員の人数で割った金額」が原則です。共有室分の家賃を「定員の人数」ではなく「入居者の人数」で割るのは不適切です。



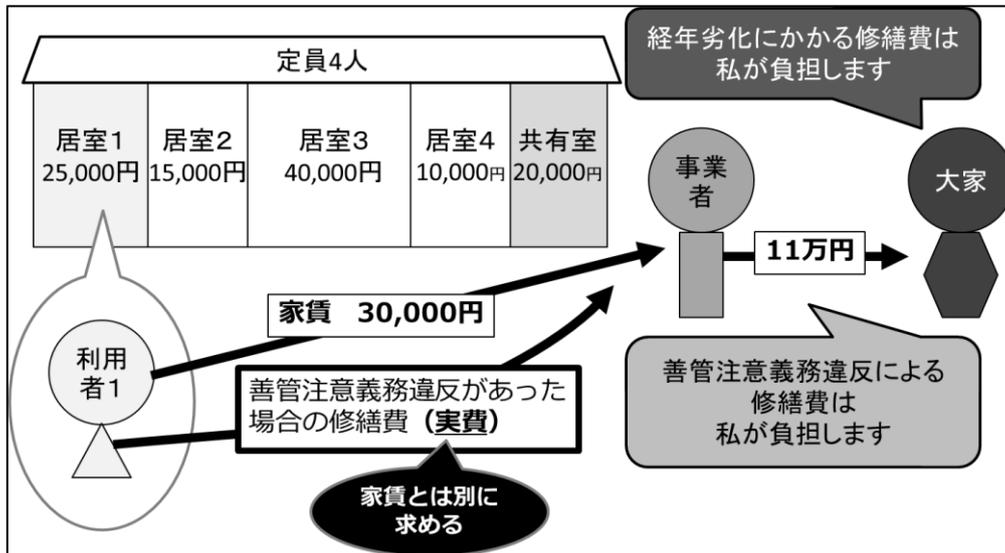
空き室分の家賃は、事業者が負担しなければなりません。

この例では、居室2～4の合計3人分の部屋が空いていますので、事業者は「3人分の部屋の家賃」と、「共有室の家賃のうち3人分」を負担しなければなりません。

また、「利用者1」が特定障害者特別給付費（補足給付）の支給決定を受けている場合は、「利用者1」は「居室1」の家賃について、補足給付1万円を控除した額を事業者に支払い、事業者は「利用者1」から受け取った額に市から代理受領した補足給付1万円を追加して大家に支払うこととなります。

8-2 家賃と区別される修繕費

一般的には、経年劣化にかかる修繕費は貸主が負担します。そのため、大家が設定している賃料には、経年劣化にかかる修繕に必要となる費用も含まれているのが一般的です。借りた人の過失により破損した部分などの修繕にかかる費用は、借りた人が負担します。これが、いわゆる「善管注意義務違反による修繕」です。



事業者の善管注意義務違反ではなく利用者の善管注意義務違反による破損を修繕する必要がある場合は、別途、利用者に実費の支払いを求めることができます。

■ ポイント

- ① その利用者本人が原因で破損した場合の修繕に係る費用であること
- ② 修繕費の「実費」であること
- ③ 家賃とは区別して扱うこと

■ 支払いを求める方法

- ① 利用者から毎月少しずつ受け取って積み立てておく
- ② 必要な場合にその都度実費の支払いを求める

■ 積立の場合の注意

- ① 利用者ごとに積立金を管理すること

修繕費の積立として利用者から受け取る金銭は、個人からの「預かり金」ですので、積立金から実費を支払い、余った分は返還する必要があります。

事業者の収入として扱ったり、他の利用者が原因で破損した場合の修繕などに使うことはできません。

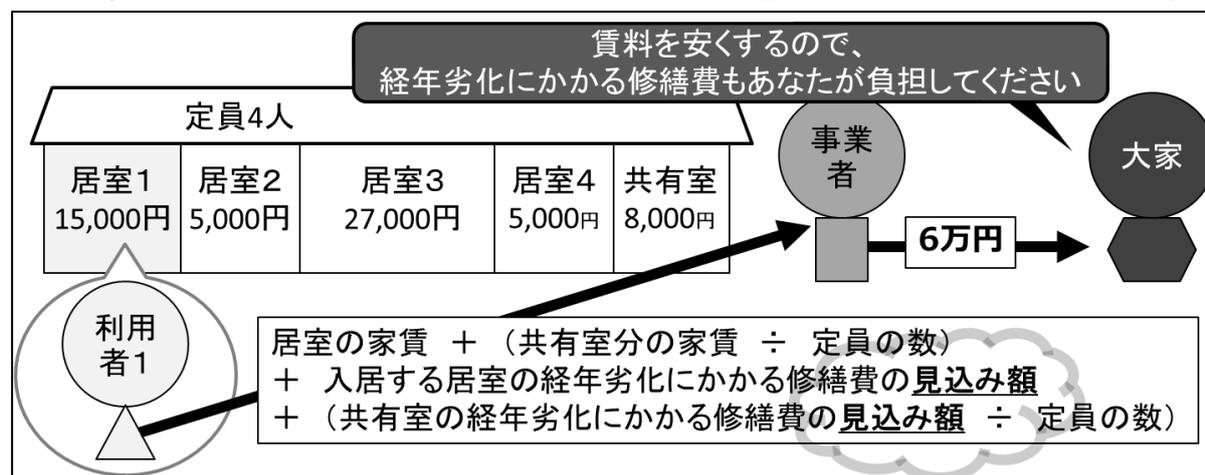
- ② 最高で家賃1カ月程度を目安として上限額を設定すること

設定した上限額に達したら、徴収をストップするようにしてください。上限額の設定に当たっては、経験上予測できる修繕内容（例えばタバコのヤニが付着したクロス の張替えなど）で見積りを取るなど、設定額の根拠を説明できるようにしてください。

8-3 家賃に修繕費を上乗せして支払いを求めることができる例

まれに見られる事例で、大家と事業者間の契約において、経年劣化にかかる修繕を借主の負担とする条件で、賃料を安く設定している場合があります。

この場合、大家が設定する額には、本来含まれているはずの修繕費相当額が含まれていないので、本来含むはずの修繕費相当額を上乗せして家賃を設定し、経年劣化による修繕が必要な場合の費用に充てることとしても差し支えないとされています。



■ ポイント（家賃に上乗せして支払いを求めることができる修繕費）

- ① 経年劣化に係る修繕費であること
- ② 適正に算定された「見込み額」であること
- ③ 「本人が入居する部屋の分」と「共有室の本人負担分」のみであるということ

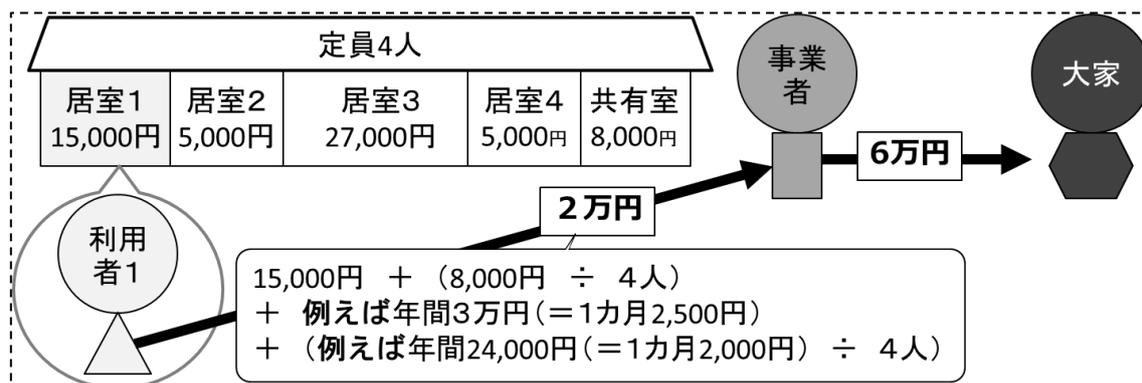
■ 「見込み額」の考え方

「何年以内に配管の入れ替えが必要」など、「現時点における建物の状況」に基づき必要となる修繕や、「今後発生する可能性のあるボイラーの故障」など、「予測できる修繕」などについて見積りを取り、いつ、何のために、いくら必要になるか、修繕計画を立てたうえで、金額を設定する必要があります。

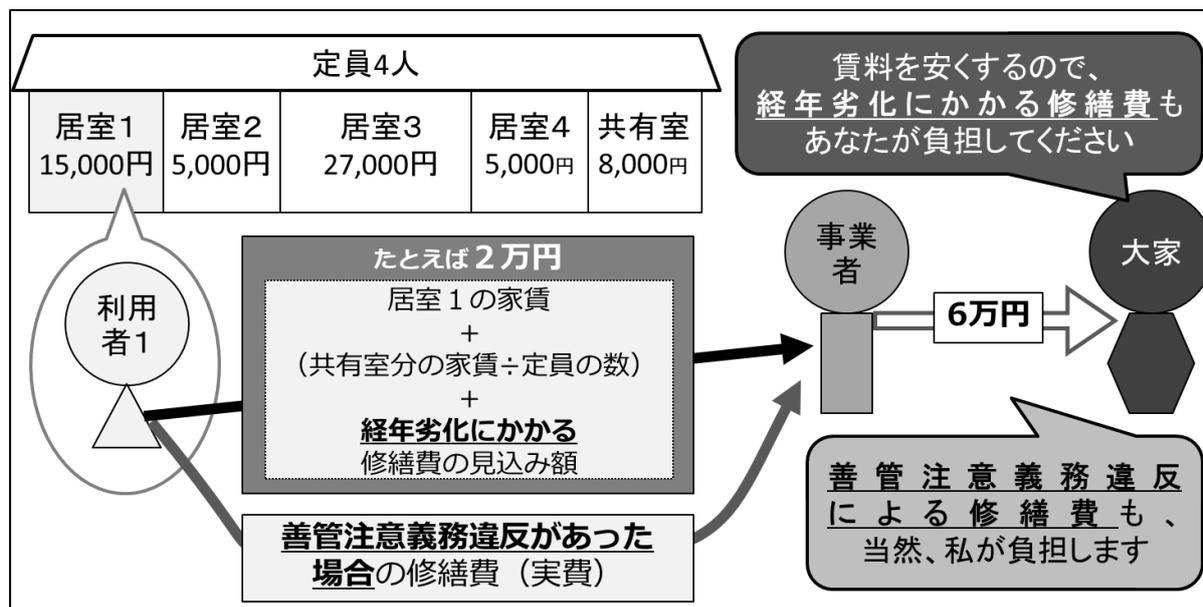
金額の設定に当たっては、事前に仙台市に協議するようにしてください。

(参考)

図の例で、居室1の修繕見込み額を年間3万円、共有室の修繕見込み額を年間24,000円とした場合



8-4 善管注意義務違反による修繕費と家賃に上乗せできる修繕費との違い (8-2・8-3 のまとめ)



■ 家賃と区別される修繕費 (善管注意義務違反があった場合の修繕費)

借主である事業者が当然負担すべき「善管注意義務違反による修繕費」のうち、破損等の原因が利用者であるものについては、原因となった利用者に実費の支払いを求めることができます。積み立て又は随時、実費の支払いを求めることとなります。実費が積立額を下回る場合は、余剰金を利用者に返却します。

■ 家賃に修繕費を上乗せして支払いを求めることができる例 (大家が負担しない、経年劣化にかかる修繕費)

大家が本来賃料に含める「経年劣化にかかる修繕費の見込み額」を含めずに賃料を設定し、借主である事業者が「経年劣化にかかる修繕費」を直接負担する場合は、当該「経年劣化にかかる修繕費の見込み額」を家賃に含めて、利用者に支払いを求めることができます。

見込み額の設定に当たっては、見積りを取り、いつ、何のために、いくら必要になるか、修繕計画を立てる必要があります。設定前に仙台市に協議してください。

9 児童発達支援（センター除く）、医療型児童発達支援、 医療型障害児入所施設

費目	額	関係告示・通知
日用品費	実費	
その他の日常生活費	☞ II - 2 参照	通知 ※1

根拠法等（準用の場合は参照先の条項を記載した）

① 児童発達支援（センター除く）

基準省令	児童福祉法に基づく 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 24 年 2 月 3 日厚生労働省令第 15 号)	第 23 条
解釈通知	児童福祉法に基づく 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について (平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 12 号)	第三の 3 (12)

② 医療型児童発達支援

基準省令	上記②と同じ	第 60 条
解釈通知	上記②と同じ	第四の 3 (2)

③ 医療型障害児入所施設

基準省令	児童福祉法に基づく 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 24 年 2 月 3 日厚生労働省令第 16 号)	第 54 条
解釈通知	児童福祉法に基づく 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について (平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 13 号)	第四の 3 (1)

関係告示・関係通知

関係通知 ※ 1	障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の 取扱いについて（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 31 号）
-------------	----------------------------------------------------------------------------

10 児童発達支援センター

費目	額	関係告示・通知
食事の提供に要する費用	食材料費 及び 調理等に係る費用に相当する額 (低所得者の場合は「食材料費」のみ)	告示 ※1
日用品費	実費	/
その他の日常生活費	☞ II - 2 参照	

根拠法等 (準用の場合は参照先の条項を記載した)

基準省令	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 24 年 2 月 3 日厚生労働省令第 15 号)	第 23 条
解釈通知	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について (平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 12 号)	第三の 3 (12)

関係告示・関係通知

関係告示 ※1	食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針 (平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 231 号)
関係通知 ※2	障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて (平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 31 号)

11 放課後等デイサービス

費目	額	関係告示・通知
その他の日常生活費	 II - 2 参照	通知 ※1

根拠法等（準用の場合は参照先の条項を記載した）

基準省令	児童福祉法に基づく 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 24 年 2 月 3 日厚生労働省令第 15 号)	第 70 条
解釈通知	児童福祉法に基づく 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について (平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 12 号)	第三の 3 (12)

関係告示・関係通知

関係通知 ※1	障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて (平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206002 号)
------------	--------------------------------------------------------------------

12 居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援・障害児相談支援

費目	額	関係告示・通知
利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域においてサービス（支援）を提供する場合の交通費	移動に要する実費	

根拠法等（準用の場合は参照先の条項を記載した）

① 居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援

基準省令	児童福祉法に基づく 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 24 年 2 月 3 日厚生労働省令第 15 号)	第 71 条の 12
解釈通知	児童福祉法に基づく 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について (平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 12 号)	第三の 3 (12)

② 障害児相談支援

基準省令	児童福祉法に基づく 指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 29 号)	第 12 条
解釈通知	児童福祉法に基づく 指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について (平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 23 号)	第二の 2 (8)

13 福祉型障害児入所施設

費目	額	関係告示・通知
食事の提供に要する費用	食材料費 及び 調理等に係る費用に相当する額 ※1	告示 ※2 ※3
光熱水費	光熱水費に相当する額 ※1	
日用品費	実費	
その他の日常生活費	☞ II - 2 参照	通知 ※4

※1 低所得者（特定入所障害児食費等給付費の支給対象者）については、「食事の提供に要する費用」「光熱水費」の合計額の上限※3が定められている。

根拠法等

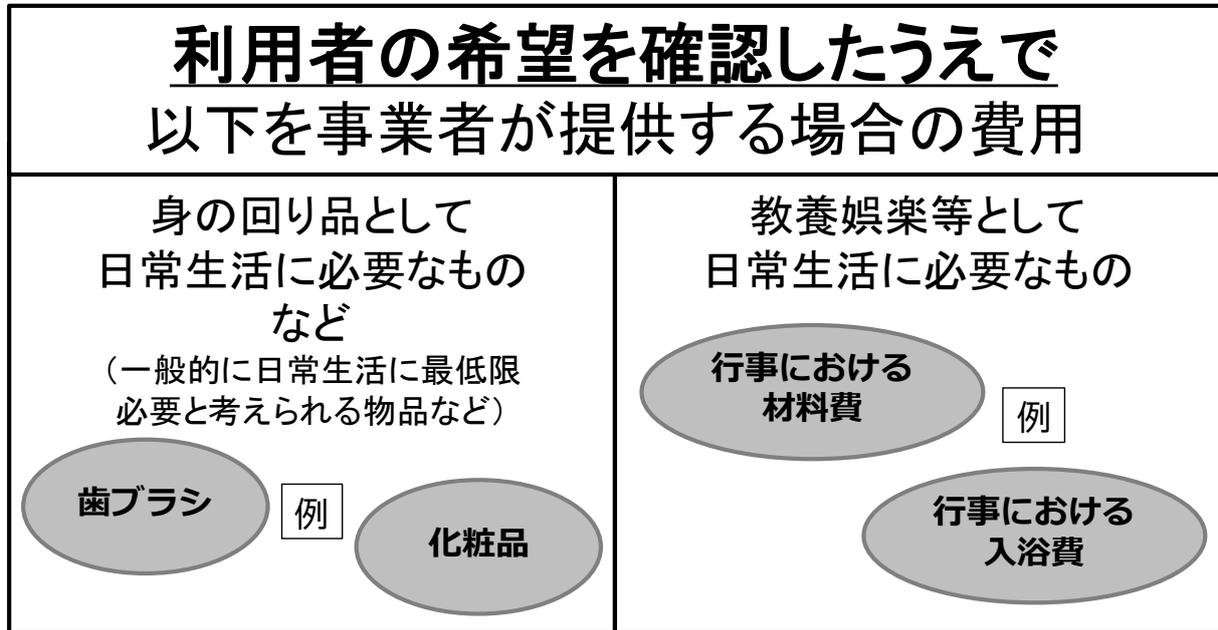
基準省令	児童福祉法に基づく 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 24 年 2 月 3 日厚生労働省令第 16 号)	第 17 条
解釈通知	児童福祉法に基づく 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について (平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 13 号)	第三の 3 (12)

関係告示・関係通知

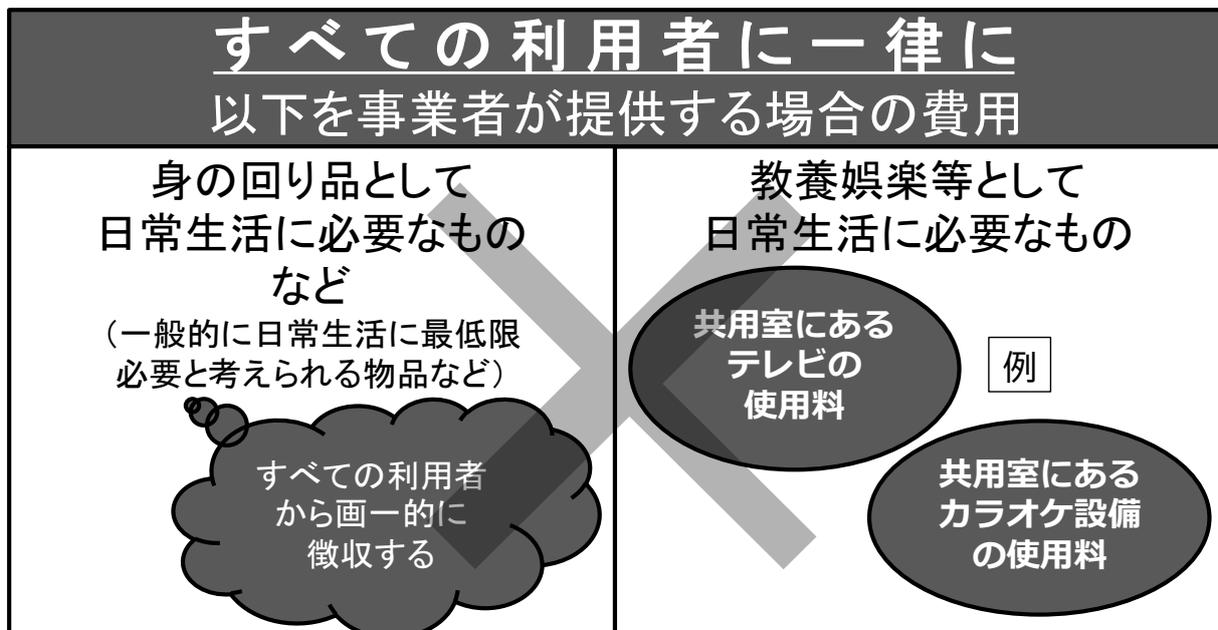
関係告示 ※2	食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針 (平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 231 号)
関係告示 ※3	児童福祉法施行令第 27 条の 6 第 1 項の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額 (平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 560 号)
関係通知 ※4	障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて (平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 31 号)

Ⅱ-2 その他の日常生活費

日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものです。



すべての利用者に一律に提供し、すべての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められません。日用品を提供するための費用を利用者から徴収する場合は、必ず、利用者一人一人の希望を確認し、本人が希望した物品を購入してください。



ただし、用途によっては、「指定サービスにおいて提供される便宜に要する費用」とは区分される、「指定サービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用」に該当する場合があります。(☞ Ⅲ参照)

Ⅲ 指定サービス提供の一環として 行われるものではないサービスの提供に要する費用

基準省令の規定

支払いを求める金銭の使途が、直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払いを求めることが適当であるもの

指定サービスの提供の一環として行われるものではないサービスの提供にかかる費用が想定されています。

【例】

- 日常生活において通常必要となるものでない贅沢品の購入にかかる費用
- 日常生活において通常必要となるものでない嗜好品の購入にかかる費用

「Ⅱ－２ その他の日常生活費」と異なり、基準省令や関係通知等で具体的な費目が規定されていないため、どのような費用が該当するのかについて判断に迷う場合は、そのつど具体的な用途を示してご相談ください。

根拠法等（準用の場合は参照先の条項を記載した）

※ 発出日と号数のみ記載し、名称は省略した（Ⅱに掲載したものと同一）

① 障害福祉サービス事業所

基準省令	（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号）	第 20 条
解釈通知	（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号）	第三の 3（10）

② 障害者支援施設

基準省令	（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 172 号）	第 18 条
解釈通知	（平成 19 年 1 月 26 日障発第 0126001 号）	第三の 3（12）

③ 一般相談支援事業所（地域移行支援・地域定着支援）

基準省令	（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 27 号）	第 16 条
解釈通知	（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 21 号）	第二の 2（10）

④ 障害児通所支援事業所

基準省令	（平成 24 年 2 月 3 日厚生労働省令第 15 号）	第 22 条
解釈通知	（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 12 号）	第三の 3（11）

⑤ 障害児入所支援事業所

基準省令	（平成 24 年 2 月 3 日厚生労働省令第 16 号）	第 16 条
解釈通知	（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 13 号）	第三の 3（11）

IV 留意事項まとめ

■ 共通

- 利用者から支払いを受けた場合は、
領収証を交付しなければならない。
- あらかじめ、利用者に対し、
 - ① **サービスの内容及び費用の説明**を
しなければならない。
 - ② 利用者の**同意**を得なければならない。

■ 「Ⅱ-2 その他の日常生活費」の支払いを求める場合

- 費用の**内訳を明らかに**しなければならない。
- **実費相当額**の範囲で行わなければならない。
- 対象となる便宜と額を
 - ① **運営規程**に定めなければならない。※
 - ② 事業所の見やすい場所に**掲示**しなければならない。

※ 運営規程に額を定める際、費用の額がその都度変動するようなものである場合は「実費」という形で定めても構いません。

■ 「Ⅲ 指定サービス提供の一環として行われるものではないサービス の提供に要する費用」の支払いを求める場合

- 費用の使途、額、支払いを求める理由を
書面で明らかにしなければならない。